

令和4年(ネ)第287号 国家賠償請求控訴事件

控訴人(被控訴人 第一審原告) 三輪 唯夫 外3名

被控訴人(控訴人 第一審被告) 岐阜 県

控 訴 答 弁 書

令和4年8月4日

名古屋高等裁判所 民事第2部De係 御中

被控訴人(控訴人 第一審被告) 岐阜 県

訴訟代理人 弁 護 士 端 元

同 弁 護 士 伊 藤

同 弁 護 士 池 田



〒 500-8804 岐阜市京町2丁目2番地 端元ビル2F

端元博保法律事務所 (送達場所)

電話 058-263-1433

FAX 058-263-6697

第1 控訴の趣旨に対する答弁

- 1 控訴人らの、被控訴人岐阜県に対する控訴を棄却する
- 2 控訴費用は、被控訴人岐阜県との関係では、控訴人らの負担とするとの判決を求める。

なお、仮執行の宣言を付するのは相当ではないが、仮にこれを付する場合には、

- (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
 - (2) その執行開始時期を判決が被控訴人岐阜県に送達された後14日経過した時とすること
- を求める。

第2 被控訴人岐阜県の主張

- 1 被控訴人岐阜県の実事実上及び法律上の主張は、原審の口頭弁論及び被控訴人岐阜県の令和4年4月27日付け控訴理由書において主張したとおりであり、控訴

人らの被控訴人岐阜県に対する控訴は理由がないから棄却されるべきである。

- 2 控訴人らの2022年4月26日付け控訴理由書（以下「控訴人ら控訴理由書」という。）における控訴人らの主張は、原審における主張の繰り返しであるか、判例や法令の解釈等を誤った独自の見解によって、単に、原判決を非難するものに過ぎない。

以下、被控訴人岐阜県は、控訴人ら控訴理由書に対し、必要と認める範囲で反論する。

なお、略語の表記については、本答弁書で新たに読み替えるもののほか、被控訴人岐阜県の従前の例によることとする。

第3 控訴人らの控訴理由に対する反論

- 1 控訴人らは、GPS捜査について判示した最高裁判決を引用した上で、情報収集等が強制処分に該当するものであるから違法であり、これに反する原判決は誤りであるなどと主張する（控訴人ら控訴理由書9及び10ページ）。

控訴人らが引用する最高裁判決（平成29年3月15日最高裁大法廷判決）は、GPS捜査が「個人のプライバシーの侵害を可能とする機器をその所持品に密かに装着することによって、合理的に推認される個人の意思に反してその私的領域に侵入する捜査方法である」として、それが「個人の意思を制圧して憲法の保障する重要な法的利益を侵害するものとして、刑事訴訟法上、特別の根拠規定がなければ許容されない強制処分に当たる」と判断したものである。

しかしながら、控訴人らの主張は、「相手方の意思に反して重要な権利・利益に対する実質的な侵害ないし制約を伴う場合に強制処分になる」という、上記最高裁判決を前提としない独自の主張であり、失当である。

- 2 控訴人らは、勉強会を開催したり、市長や知事に嘆願したりしているような段階では控訴人らの個人情報収集の必要性は全くないなどと主張する（控訴人ら控訴理由書15及び16ページ）。

しかしながら、被控訴人岐阜県が原審被告準備書面(2)、第2で述べたとおり、警察は、犯罪の予防、鎮圧、捜査及び公共の安全と秩序の維持に当たることをもってその責務としており（警察法2条1項）、犯罪や公共の安全と秩序の維持に支障を生ずる事態の発生を予防し、又はいったん発生した場合の影響を最小限とするために体制や対策を整えることもこうした責務の一環な

のである。すなわち、これら犯罪や事態が発生する可能性がある限り、万が一の事態に備えて任意手段の方法により情報収集をするなどして、その発生を防止するために備えておくことも警察の責務に含まれるのである。

そして、近年の情報化社会においては、短時間で容易に多数人に伝達されるなどの特性を持つSNS等の普及により、当初は小規模な市民運動等であっても想定外の参加者が集まるなどして、大規模かつ無秩序な運動が展開される危険性を秘めているのであり（乙6）、このような現状に鑑みれば、早い段階で治安情勢を的確に把握・分析し、大規模な運動等に発展する可能性等を見極めることは、警察の責務を達成する上で必要不可欠なのである。

したがって、勉強会を開催したり、市長や知事に嘆願したりしているような段階では情報を収集する必要性は全くないなどとする控訴人らの主張は、警察法2条1項に規定する警察の責務を過度に限定的に解釈した独自の見解であり、失当である。

3 控訴人らは、本件情報交換が公安警察による協力者づくりのために行われたものであると主張するが（控訴人ら控訴理由書5ページ）、かかる主張は控訴人らの単なる憶測にすぎず、失当というほかない。

4 控訴人らは、本件情報提供は違法であるから、情報収集も違法であると主張する（控訴人ら控訴理由書14及び15ページ）。

しかしながら、この点に関する控訴人らの主張も失当というほかない。すなわち、情報収集は、情報提供に先立つ行為であるものの、後行行為の違法が、遡って時系列的に先に行われた先行行為を違法とするものでないことは言うまでもないし、本件情報収集等が、シーテック社に提供することを目的として行われたものであることについては、控訴人らにおいて何ら具体的な主張、立証がなされていないのであるから、いずれにしても控訴人らの主張は失当である。

5 控訴人らは、本件情報提供及び本件情報収集等が惹起した控訴人ら及び他の不特定多数の人々への萎縮効果は甚大であり、間接的で事実上のものではあるものの、表現の自由に対する制約は大きいと主張する（控訴人ら控訴理由書26ページ）。

しかしながら、控訴人らは、特に萎縮した表現行為について具体的な主張・立証をしておらず、それどころか、控訴人らが、訴訟中も、訴訟進行を発表する集会を開いたり、インターネット上で発信したりしていることから

すれば、表現行為の萎縮など存しないことは明らかであるから、原判決の認定は適切妥当である。

また、他の不特定多数の人々や将来の市民に対する萎縮効果は、控訴人らの損害賠償請求の要件事実ではないからこの部分の主張も失当である。

6 控訴人らは、原判決が乙事件に係る訴えを却下したことを非難等する。

しかしながら、原判決は、控訴人らが抹消を求める個人情報について、単に具体性を欠いているということだけをもって抹消の対象となる情報が特定されていないと判断したのではなく、控訴人らが、抹消の対象となる個別の情報を被控訴人岐阜県において保有していることについて具体的な立証をしていないことから、「警察庁及び岐阜県警等が収集し、保有している原告らの情報が特定されていない以上、(中略) 作為の内容が特定されているということとはできない。」と判示しているのである。

そもそも、訴訟は紛争解決行為であるから、判決の記載が当該紛争を解決する能力を有する必要が存する。

すなわち、個人情報抹消請求事件であれば、被告が判決に従わなかった場合、間接強制で判決を現実化させる必要があるところ、当該個人情報が抹消されたか否かについて執行官または執行裁判所が判断するためには、当該個人情報が何であるかを特定できなければならない。

しかるに、本件乙事件においては、控訴人らにおいて、抹消対象となる個人情報を、紛争解決に資する程度に特定できない以上、訴訟としては、無意味となるのであり、却下を免れない。

よって、この点に関する控訴人らの主張は失当である。

第4 結語

上記のとおり、控訴人の、被控訴人岐阜県に対する控訴理由がないことは明らかであるので、本件控訴は、速やかに棄却されるべきである。

以上